

新潟市岩室民俗史料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第46号

新潟市岩室民俗史料館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市岩室民俗史料館条例施行規則（平成26年新潟市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第11条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に、「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

第14条を削る。

第15条（見出しを含む。）中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

別記様式第12号中「新潟市岩室民俗史料館特別観覧料徴収事務委託証」を「新潟市岩室民俗史料館観覧料等徴収事務委託証」に、「特別観覧料の徴収事務」を「観覧料等の徴収事務」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。